

## 平成28年第2回防府市議会定例会会議録（その6）

○平成28年3月9日（水曜日）

---

### ○議事日程

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	高 砂 朋 子 君	2 番	山 田 耕 治 君
3 番	木 村 一 彦 君	4 番	橋 本 龍 太 郎 君
5 番	吉 村 弘 之 君	6 番	安 村 政 治 君
7 番	松 村 学 君	8 番	上 田 和 夫 君
9 番	行 重 延 昭 君	10 番	中 林 堅 造 君
11 番	清 水 浩 司 君	12 番	藤 村 こ ず え 君
13 番	和 田 敏 明 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	河 杉 憲 二 君	16 番	山 根 祐 二 君
17 番	山 下 和 明 君	18 番	三 原 昭 治 君
19 番	久 保 潤 爾 君	20 番	田 中 健 次 君
21 番	田 中 敏 靖 君	22 番	平 田 豊 民 君
23 番	今 津 誠 一 君	25 番	安 藤 二 郎 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 中 村 隆 君

教 育 長	杉 山 一 茂 君	代 表 監 査 委 員	中 村 恭 亮 君
総 務 部 長	原 田 知 昭 君	総 務 課 長	河 田 和 彦 君
総 合 政 策 部 長	平 生 光 雄 君	生 活 環 境 部 長	福 谷 眞 人 君
健 康 福 祉 部 長	藤 津 典 久 君	産 業 振 興 部 長	山 本 一 之 君
産 業 振 興 部 理 事	熊 谷 俊 二 君	産 業 振 興 部 理 事	本 田 良 隆 君
土 木 都 市 建 設 部 長	山 根 亮 君	入 札 検 査 室 長	金 谷 正 人 君
会 計 管 理 者	桑 原 洋 一 君	監 査 委 員 事 務 局 長	藤 本 豊 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	賀 谷 一 郎 君	消 防 長	三 宅 雅 裕 君
教 育 部 長	末 吉 正 幸 君	上 下 水 道 局 長	清 水 正 博 君

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 中村郁夫君 議会事務局次長 中司透君

---

午前10時 開議

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
執行部につきまして、末岡農業委員会事務局長が欠席する旨の届け出に接しておりますので、御報告申し上げます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。7番、松村議員、8番、上田議員、御両名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（安藤 二郎君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

これより質問に入ります。最初は、高砂議員。

〔1番 高砂 朋子君 登壇〕

○1番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。通告に従いまして、3点ほど質問させていただきます。どうかよろしくお願いをいたします。

1点目として、女性の就労支援についてお伺いをいたします。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法が昨年成立、本年4月1日に施行されます。企業内などで女性が十分活躍できるよう、国や自治体、従

業員 301 名以上の民間事業主に、女性活躍のための行動計画を求めるものです。従業員 300 人以下の民間事業主については、努力義務となっております。

公明党女性委員会が平成 26 年に総理に提出いたしました、女性の元気応援プランを踏まえていただいた内容であり、本年は女性の活躍元年とも言える年にと期待が寄せられています。

このプランには、仕事と子育て、介護の両立のための対策のほか、あらゆる分野で女性の現場力を発揮すること、女性活躍の基盤となる健康推進や安心・安全のための対策が盛り込まれております。

私どもがこのプランで取り上げておりますように、女性が活躍する社会には偏見や差別意識が根強く残る中、改善しなければならないさまざまな問題があります。特に、女性が働くということに対して抱える問題は多岐にわたっており、細かい支援、寄り添う支援が必要になります。

仕事と子育てや介護との両立、妊娠や出産などを理由に解雇など不当な扱いを受けるマタニティハラスメント、結婚、出産、子育てなどでブランクがある女性の復職、再就職もハードルが高い状況であり、ひとり親世帯で頑張っておられる女性もいらっしゃいます。

働きたい女性、経済的な理由で働かなくてはいけない女性、それぞれの環境の中で、それぞれの働き方、そのときそのときに応じた働き方が必要になってきます。また、それができる社会であってほしいというのが、多くの女性の願いだと思います。

政府は、平成 32 年までに、指導的地位に占める女性の割合を 30% に拡大する目標を掲げています。しかし、民間企業の課長相当職の割合は 9.2%、第 1 子出産を機に離職する人の割合が 62% など、社会における女性をめぐる現状はまだまだ女性参画にとって満足のいくものではありません。

先日、テレビ放映された「ゲキ論！女性活躍の真相」と題すフォーラムで、あるコメンテーターが 1 億総活躍担当大臣に対し、女性の管理職登用率を問うことも必要だが、出産後に第一線への復職率を企業に問うべきだと提案をしていらっしゃいました。これも 1 つの大切な視点だと思います。

また、そのフォーラムには若い女性の起業家も参加、女性ならではの視点で声なき声をリサーチしての起業で、業績を伸ばしている様子が披露されていました。何を变えていけば、何をすれば女性の活躍を応援する取り組みにつながるのか、女性が生き生きと輝ける社会になっていけるのか、さまざまな視点から本気になって取り組まなければならないときを迎えているように思います。

このような背景から、今回は女性の就労について、以下 3 点、伺います。

1として、結婚、出産、子育て等でブランクのある女性の再就職を支援する取り組みが必要ではないでしょうか。

一旦、家庭の中に入ってしまうと、仕事に対しての情報量が少なくなります。環境が変わっていく中で、自分にどんな仕事に向いているのか、どんな仕事なら子どもを抱えながらでもできるのか、抱えている問題はさまざまあります。そんな中、一歩踏み出すことに戸惑いも大きくなります。子育て等によって離職した女性のための相談窓口、インターンシップ制度、学び直しのチャンス等があってもよいのではないかと考えております。御所見を伺います。

2として、女性の創業に対しての支援体制はどのようになっているのでしょうか。課題や悩みに対してどのように取り組んでおられるか、伺います。

女性は、横のつながりの中で、前向きになることが得意なような気がします。ネットワークづくりの必要性も感じております。

3として、子育て、介護、健康等の悩みを抱えながら、就労しておられる女性をどのように支えていくかが重要です。その相談体制を伺います。

私も、女性から就労にかかわるさまざまな御相談を伺うのですが、その背景にはさまざまな深刻な悩みがあり、子育て支援課、高齢福祉課、社会福祉課、健康増進課、収納課、教育委員会等さまざまな部署へ同行したり、その声を届けたりしてまいりました。何から手をつけたらいいかわからない、だけどきょうの御飯を食べるために働かなくてはならない、子どもを学校に行かせるために働かなくてはならない、そんな悲鳴にも似た声がたくさんあるわけです。縦割りになりがちな市役所の仕組みの中で、まずはここへいらしてくださいと言える安心の場所が必要ではないでしょうか。

幸い、現在、女性相談窓口が社会福祉課の中にあります。これは、平成19年の私どもの一般質問において提案をさせていただき、その後、周囲を気にせずゆっくり相談できる個室も設置していただきました。この相談窓口を各部署との連携のもと活用していくことは、十分可能なことだと思います。

市において、障害者、若者の就労支援の取り組みはありますが、さまざまな問題を抱えながら女性が就労することへの支援は行われておりません。各部署、各関係機関と連携し、一歩踏み出した支援が必要ではないでしょうか、御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

初めに、結婚、出産、子育てなどでブランクのある女性の再就職を支援する取り組みが

必要ではないかというお尋ねでございましたが、本市は先般策定いたしました「防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に記載いたしておりますとおり、若い世代が安心して結婚、子育てができる労働環境づくりを進めるため、関係機関と連携し、事業者が実施する非正規雇用から正規雇用への転換や、仕事と家庭の両立を推進する取り組みなどに対して支援を行うこととしております。

また、議員御案内のとおり、この4月からは女性の職場における活躍を推進する、いわゆる女性活躍推進法が施行されることとなっております。努力義務も含んだ形ではございますが、各事業所に女性の積極採用に関する取り組みや継続就業に関する取り組み、再雇用や中途採用に関する取り組みなどにつきまして、行動計画を策定し、届け出、公表していくことが求められております。

こうした努力の積み重ねが、女性の就労環境を大きく変えていくものと予想いたしておりますが、さまざまな知見を集め、具体的な取り組みを見つけ出すことが、今後、重要になると考えております。

幸いなことに、本市には昨年立ち上げました中小企業振興会議がございますので、豊かな経験をお持ちの委員から御意見を頂戴できる環境が整っております。こうした機会を十分に活用し、職業ブランクのある女性の再就職を支援する取り組みなどについて研究してまいりたいと存じます。私も、議員の女性の再就職を支援しようという考えに、大いに共感するところでございます。

次に、女性の創業に対する支援体制でございますが、現在、本市では防府商工会議所、やまぐち産業振興財団、市内金融機関と連携しながら、創業希望の皆様のお手伝いをしていただいております。天神ピア内に創業に関する相談窓口、創業支援センターを立ち上げておまして、男女の性差に関係なく、創業したい志をお持ちの方々の御相談に応じているところでございます。

当センターへ相談に参られた女性の比率は、平成27年度におおよそ50%でございます。多くの女性が創業の門をたたいている状況と言えます。また、こうした傾向は、商工会議所主催の創業塾でも同様でございます。多くの女性が実に堂々と自分の創業計画を発表しておられます。

女性の活躍が市の活性化に結びついていることを如実に示す事象でございますが、こうした女性の創業をさらに活発にするには、仲間づくりが大切と考えるところでございます。ちょうど商工振興課の課長補佐が女性という御縁もありまして、創業をお考えの女性の方々にお声をかけ、鋭意ネットワークづくりに努力しているところでございます。

将来的には、こうしたネットワークを組織化し、女性創業者の悩みや課題を気楽に相談

できる場に発展させてまいりたいと存じます。

最後に、子育て、介護、健康などの悩みを持ちながら就労しておられる女性をどのように支えていくかというお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、社会福祉課内には、女性を配偶者の暴力などから守り、一人ひとりに寄り添いながら、さまざまな悩み事を解決していく女性相談員が配置されております。既に、御承知のことと存じますが、相談者の身体に危険が迫る場合には、この相談員が警察などと連絡をとり合い、女性の安全確保にも努めているところでございます。

また、相談者のニーズに応じて、精神的な負担軽減と手続の円滑化を図るため、相談員が関係各所へ同行する支援を行い、さらに自立に向けた取り組みとして、離婚の手続、母子寡婦福祉給付金等についての情報提供、法テラス等関係機関の紹介なども行っております。

もちろん、本市には子育て支援課、高齢福祉課、健康増進課等に相談窓口がそれぞれございますので、今申し上げたような課が専門の分野で相談に応じているところでございますが、複合的な悩みを抱え、どこに相談してよいかわからない方には、まず社会福祉課内の女性相談員をお訪ねいただければと思っております。

今後も、さまざまな悩みを抱えながら働いておられる女性を支えるため、就労をはじめ、子育て、介護、健康など、専門の部署の密接な連携を確保しながら、女性が安心して働ける社会の構築に努力してまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 女性の就労や創業支援に大変御理解をいただきまして、また大変前向きに捉えていただいていることに感謝を申し上げます。ありがとうございます。

あらゆる事業において、あらゆる場面において、女性が持つ細やかな配慮や寄り添う気持ちがさらにその事業を生かしていくのではないかと、常々思っております。どうか今後ともよろしく願いをいたします。

女性の創業支援について、県は昨年4月、山口銀行や民間企業と連携して、女性創業応援やまぐち株式会社を設立しております。初代の代表取締役社長は、防府市出身でいらっしゃいます。現在、東京都で会社経営をされている杉山敏美さんという方でございます。大変メディアにもたくさん登場なされて、活躍が期待されているところでございますが、取引上の信用の不足、資金不足、経営ノウハウの不足といった女性が抱える悩み、創業時における課題を克服し、そういったリスクを軽減して、創業しやすい環境整備をすること

が目的ということでございます。

初年度の採択は6件と聞いております。いずれも若い女性の起業で、社会にしっかり目を向けて、また地域に根を張って、交流拠点の施設のようなことを踏まえた起業というように形になっておりました。全国でも、この取り組みは先進的な取り組みとして、注目を浴びているようでございます。

そこで、1点、再質問をさせていただきますが、防府市は、先ほどから御紹介がありましたように、創業支援センターを開設されております。27年度は、御相談者のうち50%の方が女性だったということでございます。今後は、さらに増えていくのではないかと、期待をしております。

それで、お聞きしたいのは、相談をお受けされる、対応する側の体制はどのようになっているか、また女性の相談員さんがいらっしゃるのかどうか、その辺をお聞かせください。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 今、天神ピア内に創業の相談支援センターがありますが、相談員が多分2名おります。女性だと思います。女性です、2人は。（後刻訂正あり）

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 女性ですね。よろしく願いをいたします。

やはり女性特有の悩みを聞いてくださる、その辺を配慮して聞いてくださる女性相談員さんの存在は大変大きいのではないかと、そのように思っておりますので、創業支援センターの体制のほうも今後ともよろしく願いをいたします。

市内には、女性起業家で、現状に甘んじることなく、さらに御自身が築かれたノウハウやネットワークを生かし、女性の心に寄り添い、生きがいづくりのお手伝いがしたいと、準備を進めておられる方もいらっしゃいます。こういった方々の声を現場の声として、今後、さらに広げていっていただきたいというふうに感じております。

先ほど御紹介がありましたように、課の中には女性の課長補佐さんもいらっしゃいまして、大変親身に対応して下さっていることには心から感謝をしております。今後とも、どうかよろしく願いをいたします。

市においては、障害者の就労センターも設置されております。現年度の予算委員会の説明では、在籍されていた方の就職が決まったとの報告もあり、一步一步、成果が出ていることを大変うれしく思います。

また、若者の就業に関する問題解決は、NPOにも委託をされているということで、こ

ちらも着実に成果を出しておられます。今回、さまざまな悩みを抱えた女性の就労する支援体制を整えてほしいということで質問をしたわけですが、NPOの機能を強化し、市との協力で支援していける仕組みを整えていきたいということでございます。大いに期待を寄せているところです。

また、女性相談員の存在は大変大きく、先ほどから御紹介がありましたように、微々細々にわたって御相談に乗っていただける体制があるようでございます。どうか連携のもとで、悩んでいらっしゃる女性が元気に就労にスタートできるように、また子どもさんたち、また御家族の皆さんが安心してお母さんのもとで元気で過ごされるように、そういった配慮をよろしく願いをしたいと思っております。

就労の御相談の背景には、先ほどから何度も申し上げておりますように、子育て、また介護などの悩みのほか、夫婦間の問題もあり、離婚にかかわることもあります。さまざまな問題を抱えながら、誰にも相談できずに悩んでいる女性がたくさんおられます。どうか女性お一人おひとりが頑張っただけでよかったと笑顔になっていただけるように、これからも市としてしっかり寄り添っていただければと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 訂正申し上げます。先ほど、創業の相談員、女性2名と申し上げましたが、間違えました。男性1名と女性1名でした。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） よろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、2項目めに入ります。2項目めは、認知症対策についてお伺いをいたします。

平成26年9月の一般質問におきまして、認知症により所在がわからなくなった高齢者の発見のためのネットワークシステムの構築が必要ではないかと、提案をさせていただきました。

防府市みまもり（徘徊）SOSネットワーク事業が導入されて、約1年がたちます。認知症による所在不明者は、全国で平成26年度の数字ですが、1万783人と聞いております。今後、さらに増加する傾向にあります。早急に、幾重にも支援の輪を広げていかななくてはなりません。認知症対策について、今回は徘徊される高齢者の見守りに焦点を当て、以下3点、質問をさせていただきます。

1として、認知症登録の申請者数、協力していただける市民、事業所の市のメールサービスの登録数、市メールサービスによる配信の状況など、これまでの取り組みの状況をお伺いいたします。

大変つらく、御心配の大きい状況をお聞きすることになりますが、現在、市内に認知症による所在不明の高齢者が何人いらっしゃるか、それもあわせてお聞かせをください。

2として、所在不明になった高齢者発見のため、1人でも多くの方に協力者になっていただくことが重要です。市メールサービス登録による協力者を増やすとともに、あらゆる機関、事業所に呼びかけ、さらなる周知を図るべきではないかと思えます。

また、認知症サポーター養成講座の推進をしておられますけれども、その状況もあわせてお伺いしたいと思います。

3として、認知症見守り・声かけ模擬訓練を実施してはどうでしょうか。そのことが、さらなる周知へつながるのではないかと思えます。

先進地である大牟田市は、平成16年から毎年1回、認知症の人が行方不明になったという設定のもと、ネットワークを活用して、通報、連絡、搜索、発見、そして保護、この情報伝達の流れを訓練する取り組みを市を挙げてされております。最初は1校区からスタートした取り組みも、現在、市内全校区21校区にということでございます。

模擬訓練は、協力団体のほか、メールサービスで徘徊者情報をキャッチされた市民も参加、徘徊役の人を見つけたら、「何かお困りですか、大丈夫ですか」などと優しく話しかけてみるというものでございます。この訓練の広がり、実際に徘徊者の保護につながっているということでございます。我が市においても、必要な取り組みではないでしょうか。

以上、御所見を伺います。

○議長（安藤 二郎君） 当該質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） みまもり（徘徊）SOSネットワーク事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、認知症の高齢者の方が外出して家に戻れなくなり、所在不明となった場合に、その発見のために、警察や御家族だけでなく地域の方々にも御協力をいただき、早期に発見し、安全の確保に努めようとするもので、平成27年4月に開始いたしました。

具体的には、事前に御家族等から所在不明になる可能性のある高齢者の情報を記載した申請書をまず市へ提出していただくことにより、市は登録するとともに、登録した情報を防府警察署へ提供します。

実際に、高齢者が所在不明となり、家族等から警察署に搜索願が出されましたら、搜索活動が行われ、また警察から市に対して市民メール配信の依頼があった場合には、事前登録の有無にかかわらずメール配信を行い、市民の皆様への御協力をお願いいたします。そして、発見されたとの連絡が入りましたら、再度、メール配信でお知らせをしております。

御質問のまず1点目のこれまでの取り組み状況についてですが、平成28年2月15日

現在の状況でお答えいたします。

事前登録の申請があった認知症高齢者の方は、男性9人、女性38人の合計47人です。年代別では、60歳代が4人、70歳代が12人、80歳以上が31人という状況でございます。

次に、この市民メール配信件数はこれまでに9件で、うち8件については発見されております。その中の3件は、メールをごらんになった方々からの情報がきっかけとなり、発見に至ったものでございます。これは、市民メールを配信することにより、警察へ情報が多く寄せられることで、早期の発見に結びついていると考えられます。その協力者であります市民メール登録者数は6,963件で、一般市民だけでなく、コンビニエンスストア、一般企業、教育機関、郵便局、介護サービス事業所など、多方面からの御協力をいただいております。

また、防府警察署によりますと、所在不明の高齢者は平成26年以降に不明になった方に限っても5人おられるという大変心配な状況にあり、引き続き市民の方々の御理解、御協力をお願いしていく必要性を感じているところでございます。

次に、2点目のメールサービス登録による協力者を増やし、あらゆる機関に呼びかけて、さらなる周知を図ることについてですが、この事業の開始に当たり、市広報での周知をはじめ、リーフレットを活用し、介護サービス事業所やケアマネジャー、コンビニエンスストア、郵便局、FMわっしょい、新聞販売店、市のクリーンセンターなど、いろいろな方面に協力依頼をしましてまいりました。最近では、昨年12月に市民等を対象に開催しました「防府市認知症を考えるつどい」で、みまもり（徘徊）SOSネットワークをテーマに寸劇を行い、事業の啓発を図ったところでございます。

また、市では、認知症のことを正しく理解し、認知症の方を支援する認知症サポーターの養成を進めておまして、平成27年12月末現在で、認知症サポーターは市内で3,799人となっております。

今後も、学校や商工会議所などと連携し、若い世代に対しても認知症サポーター養成講座の開催とあわせ、メールサービス登録による御協力などを積極的に呼びかけていきたいと存じます。

最後に、3点目の認知症見守り・声かけ模擬訓練の実施についてでございますが、議員御案内のとおり、実際に徘徊高齢者に気がついたときに、どのような声かけを行えばよいのかなど、実践に即した模擬訓練は大変意義あるものと認識しております。

地域で高齢者を見守っていくという機運を高めていくためにも、これからも一層地域へ出向くなどして、みまもり（徘徊）SOSネットワークの周知を図るとともに、認知症見

守り・声かけ模擬訓練を実施している自治体の事例を調査するなどして、まずはモデル地区での模擬訓練を実施できるか、研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

市内の所在不明の方は、先ほどの御答弁によりますと、5人いらっしゃるということでございました。御家族におかれましてはどれほどの御心痛を日々重ねておられるかと思うと、ただただ御無事でと、また、そして一日も早く御家族のもとに帰られますようにと祈らずにはおれません。

防府市においても、認知症の方は年々増えている状況でございます。認知症の進行にあわせて受けられるサービスや支援をまとめた認知症ケアパスという、大変わかりやすいパンフレットもできておりました。認知症サポーターの方も、先ほどの御紹介によりますと、また増えてきている状況ではございますけれども、今回、取り上げさせていただいた徘徊者の保護への取り組みは、なかなか個々の対応では難しいというか、無理があるような気がいたします。

先ほどから、発見に及んだということで、またメールサービスを見られた方からの御通報等によって見つかった方もいらっしゃるということでございました。いろいろな方々の御協力がなくては、できない取り組みであろうかとは思っております。

私も、数年前に、ある御自宅の前で不安げにあたりを見回しておられた、パジャマ姿の高齢者に声をかけたことがございます。知っている方だったので、その姿を不思議に思いまして声をかけると、帰る家がわからないと、一言おっしゃったわけです。そして、手を引いて、一緒に家の中に入ったという経験がございます。一步屋外に出ると、自分がどこにいるかわからないといった方もいらっしゃるということでございます。

これまでも、どうされたのかなと気になる方もいらっしゃいましたけれども、車での通行からだったので通り過ぎてしまい、後からもう一回戻って、その方が無事であるかどうか確認をしに戻ったこともございました。あのとき声をかけておけばよかったと後悔するよりは、あれっと思う方に大丈夫ですかと声をかけていたらと、私自身も思っております。

大牟田市のホームページには、声かけの仕方が場面場面に応じて12通り御紹介されておりました。案外、声をかけようとする、というふうに声をかけていいかわからないということは、私も経験しているところでございます。そういったことに対しても、大牟田市におかれましては、詳細に紹介がされているということでございます。こういった細

やかなことの積み重ねが、所在不明者保護への取り組みにつながっていらっしゃるんだなということを思っております。

再質問を数点させていただきます。

ある足腰の丈夫だった認知症の方のお話ですけれども、自転車でお出かけされて、途中でよくわからなくなったということだろうと思いますが、山口市で発見されたということがありました。そのときは、捜されていた御家族の方が発見されたということでございます。

また、最近のニュースで耳にしましたのは、徘徊ドライブという言葉は初めて聞きました。車の運転となると、市外に一気に出られるということにもなるかと思えます。そういったことを考えていくと、本当予測できないさまざまな状況が生まれてくるという現実がございます。

このような所在不明の方が出た場合、広域の連携が必要になってくると思えます。防府市内だけでは対応ができないことが、実際に起きているわけです。そういったことを考えますと、周辺市との連携が必要になってくるのではないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） SOSネットワークシステム、これについては各市町により実施されておりまして、現在のところ、他市との連携は確かにございませんが、認知症の高齢者が周辺地域まで、今ドライブも含めて行かれる可能性は十分ありますことから、今後、他市との連携の必要性を大変感じておりますので、早速実施方法などを研究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 研究してまいりたいということでございます。早急に対応を考えていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目でございますが、先ほどの御紹介によりますと、みまもり（徘徊）SOSネットワークに申し込まれた認知症の登録者は47人ということでございました。認知症の方を抱え、このシステムを知らない御家族の方も、まだまだいらっしゃる状況ではないかと思っております。

メール配信によって通知される方は、登録されている、されていないにかかわらず、警察等からの情報によって配信はされるわけですけれども、やはり認知症の方を抱えて日々御不安なお気持ちでお暮らしの御家族の方には、本当にこういった制度があることをしっ

かり周知していくことが必要ではないか、そういうふうになっているわけですが、周知の拡充というか、そういったことについてはいかがでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 認知症高齢者を介護されている御家族の中には、まだまだこの事業を御存じない方がいらっしゃるのではないかとこのふうには想像いたしております。確かに、現在、警察署に捜索願を出された場合は、未登録の方がいましたら、これは警察署から事業の説明をして、登録を勧めていただいている状況でございます。

今後、これまでの市広報やリーフレットに加えて、新たにお知らせのチラシを作成し、例えば医療機関や薬局等にも置かせていただくなど、市民の方々への周知に一層努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） どうかよろしくお願いをいたします。

次でございますけれども、市のメールサービスの登録者が6,963人、うち協力事業者が109人ということでございます。

大牟田市での取り組みをもう少し詳しく御紹介をいたしますけれども、行方不明の通報を受けた警察署から、薬剤師会、ガス会社、JR、バス会社、タクシー会社、JA、郵便局、消防本部等にファクス送信をされまして、市役所担当課に入った情報はメール配信システムの登録者へ、そして地域包括支援センター、民生委員、児童委員、会長等へも連絡が入るようになっております。各校区においては、公民館の館長、社協の会長、民生・児童委員、福祉委員、老人クラブ、商店、学校、PTA等までも連絡が入る仕組みをつくっておられます。こういった幅広い関係各位の皆様にご協力を得ての事業が進んでいるんだなということを、改めてすばらしいなというふうに思ったわけでございます。

防府市においても、協力事業者をたくさんの業種、あらゆる団体等、さらに増やしていくということが大事だろうと思います。こういった、今、御紹介しましたところまでも広げていただくことをお願いしたいと思っているわけでございますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 議員御指摘のとおり、よりたくさんの方の、認知症のサポーターができるような、徘徊があったときに、すぐ声かけができるようなことは大変重要な課題ですので、より多く周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） どうかよろしくお願いをいたします。

認知症見守り・声かけの模擬訓練に関しては、モデル地区からでもと、研究してみようということでございましたので、どうぞ認識を新たにさせていただきまして、より多くの方に見守り側になっていただける取り組みをしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

徘徊高齢者を可能な限り、声かけ、見守り、保護していくという体制が、今後、さらに重要になってまいります。大牟田市ホームページに紹介をされていたのですけれども、認知症になっても安心して暮らせるために、徘徊イコールノーではなく、安心して徘徊ができるまちを目指していく、そういった言葉を紹介をされていて、私どもも本当にはっとさせられた思いでございました。

何度も繰り返すようでございますけれども、1人でも多くの方に見守る側になっていただき、温かいまなざしを認知症の方々に向けていける防府市であっていただきたい、このことを強く願って、この項の質問を終わります。

最後の項目でございます。緊急通報装置設置事業の拡充についてお尋ねをいたします。

公明党として、これまでに何度となく緊急通報装置設置事業について取り上げ、現状における問題を提起しながら、拡充を求めてまいりました。平成14年9月議会において、山下議員の質問においては、誤作動による通報や、加入者が通報者に遠慮して通報を控えてしまうことなどから、緊急通報システムを民間の受信センターへ委託し、新システムに移行して、定期的な安否確認や健康相談に応じる取り組みをと提案をし、住民による支え合いが基本という御答弁から、以後13年半を経ております。

その後、無料化、設置要件の緩和、75歳以上の希望者全員への設置、地域の見守りの中で設置促進など、拡充がされてきており、そのことへは心から感謝を申し上げます。

新システム移行への要望は、三原議員からも粘り強く提案がされており、その必要性は、人口減少、高齢化、単独世帯化が進む状況下、必要不可欠な取り組みとなってきました。

緊急通報装置の第1・第2通報者になっておられる方々から、通報者になっていることが自身の病気により自信がなくなった、また第1通報者が届け出変更をされないまま県外へ転出、第2通報者の私一人では大変重荷だ、どうしたらよいだろうか、そういった声も私も聞いてまいりました。

また、議会報告会においても、民生委員さんとして複数の方の通報者になり、見守りを続けておられるその御苦勞をお聞きしたところでございます。独居となり、設置したいけれども、通報者をお願いしにくい、またお願いする人がいないとの声もあるわけでござい

ます。

以前、私が直接高齢者からお聞きしたお話ですけれども、家事をしている間に飼い猫が緊急ボタンの上を歩いてしまって、救急車を呼んでしまった、それから空き箱をかぶせてある、こういった失敗談もあったようでございます。

消防のほうとしては、緊急通報に対しては必ず駆けつけてくださる体制でいてくださることは大変ありがたいことではございますけれども、誤報に対しては対処の必要があり、本来の救急活動に支障を来すことは避けなければなりません。

独居の高齢者にとって、とっさのときに緊急通報装置があることは大変心強いことではありますが、今後、この事業を継続していくことにはさまざまな問題が現場で起きており、新たな安心の見守りの機能をプラスした緊急通報、24時間対応できるシステムを構築することが必要になってきます。

昨年9月の御答弁では、新システム導入の考えが示されておりました、今後の展開をどのようにお考えなのか、お聞かせ願えればと思います。よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 当該質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤津 典久君） 緊急通報装置設置事業についての御質問にお答えいたします。

この事業は、ひとり暮らしの高齢者や重度身体障害者等に対し緊急通報装置を貸与し、心身状態の急変や災害等の緊急時に、あらかじめ設定した通報先に簡単な操作で通報し、迅速かつ適切な対応を図ることを目的としております。

御指摘のとおり、現在、この事業を利用いただくためには、最終的な通報先である消防署につながる前の第1通報先及び第2通報先を決めて、申請していただく必要がありますが、お近くに頼める人がいないなどの理由で、その確保が難しいというお話を聞くことがあります。

このような場合には、民生委員さんをはじめとした地域の方々に御協力をお願いしながら対応しており、そのため地域の方々の御負担になっている場合もあることは否めません。このような状況から、事業の改善の必要性を感じております。

今後は、現在のシステムとは違い、通報先の確保が不要で、また緊急時の通報だけでなく、定期的な安否確認を受けたり、気軽に通報して各種相談をしたりすることができる機能も備えた、ひとり暮らしの高齢者等の方々がより安心して日々の生活を送ることのできる新たなシステムについて、導入する方向で検討しているところでございます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 安心の見守りの機能を含めた緊急通報のシステムを導入する方向でと考えているということでございましたので、早急な対応をよろしくお願いをしたいと思います。

これは消防長のほうにお聞きしたほうがいいのかと思うんですけども、現在、緊急通報システムによる誤報がどのくらいあるのか、現状がもしわかればお聞かせをいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（三宅 雅裕君） 緊急通報装置の着信件数について、平成18年から平成27年の10年間の件数について、内訳を御説明いたします。

まず、この10年間で、941件の着信件数がございました。そのうち、すぐ返信を送りましてお話をしたところ、済いません、誤って押しちゃいましたというのが538件、実際の救急ですと、お願いしますというのが111件でございます。さらに、返信をしても御返答がないと、これはもしかするとということで出動した応答なしの件数が287件、先ほど言いましたように、111件と287件を合わせた398件が出動した件数でございます。

そのうち、現場に到着しまして確認をしたところ、実際に本当の救急が132件でございます。ほかには、ベッドからちょっと落ちたと、ベッドまで戻してもらえないかというやつが6件、それから明らかに押しもないという、わからないと、多分猫が踏んだんじゃないかとか、いろんなわからない件数が260件でございます。実際、間違い、誤作動等を合わせますと798件と、全着信件数の約85%を占めています。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 高砂議員。

○1番（高砂 朋子君） 全件数941の着信のうち、85%にも及ぶ数字が誤報とは申し上げにくいかもしれませんが、実際の救急活動ではなかったということを考えますと、本当に改善の必要性を感じております。

この質問に当たり、安心の見守りシステムを導入されている周南市の担当者の方に直接お話を聞いてまいりました。日常生活に不安があるひとり暮らし等の高齢者、または重度身体障害者に対し、安否確認及び緊急事態等の発生時に適切な処置をするとともに各種相談等も行い、生活支援と在宅福祉の増進を図る、そういったことを目的とした、すばらしいシステムを構築されております。

こういった先進地の取り組みを見ますと、私どもが今続けておりますこの事業の改善は本当に待ったなしではないか、そういったことを感じるわけでございます。どうか早い導

入を要望したいと思っております。どうかよろしくお願いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、高砂議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） 次は、和田議員。

〔13番 和田 敏明君 登壇〕

○13番（和田 敏明君） 「改革の会」の和田敏明です。それでは、通告に従いまして、2点について質問させていただきます。

まず、1点目の防災についてですが、御存じの方もおられると思いますが、私の調べたところで、日本は他国に比べて、台風、大雪、大雨、洪水、土砂災害、地震、津波などの自然災害が発生しやすい国土だそうです。

幾つか数字にいたしますと、日本の国土の面積は全世界の0.28%であるのに、全世界で起こったマグニチュード6以上の地震の20.5%が日本で起こり、全世界の活火山の7%が日本にあるそうです。また、全世界の災害で死亡する人の0.3%が日本で、被害を受けた被害金額の11.9%が日本の被害金額となっています。このように、日本は世界でも災害の割合が高い国だそうです。

少し古い数字ですが、マグニチュード5.5以上の地震の頻度は、中国、インドネシア、イランに次ぐ世界第4位の地震大国となっているそうです。

また、国土交通省が調査し、発表している土砂災害危険箇所の都道府県データランキングでは、山口県は全国3位となっております。

このような状況の中、防府市でも市の公式ホームページなども活用しながら、自主防災組織をつくりましょうと各地域に呼びかけるだけでなく、自主防災組織育成事業補助金などのバックアップ体制もとっておられると認識しております。

災害が起こったときに、全てを行政で対応することは困難であり、また時間もかかりません。そんなとき、現実的に助けとなるのは、自助、共助のところが非常に大きいと考えております。

そういった市の努力が高じて、各地域の方々も、自助、共助、公助がそれぞれの役割の中で常日ごろから準備を怠らず、いざというときにいかにそれが正しく機能していくかが、1人でも多くの命を救うことにつながることは認識しておられると思います。といいますのも、近年、特に感じるのは、地域主導で防災訓練や研修、講義などが行われていることも耳にいたしますし、市の制度も活用されているともお聞きしております。

このように、自主防災組織を設置することは、災害時の対応において非常に重要なこと

であると、多くの方々が共感を得ていると思います。

しかし、私も、各組織の実情の部分については認識不足です。そこで、自主防災組織及び自主防災組織育成事業補助金について、幾つかお尋ねいたします。

防府市のホームページによると、自主防災組織とは、自分たちのまちは自分たちで守るという、地域住民の連携により結成される防災組織、また自主防災組織は、自治会などを中心に、地域住民が協力して自発的に組織するものです。

それぞれ地域の実情に応じた地域ぐるみで参加できる組織をつくりましょう等々の内容のことが書かれていますが、まずアとして、現在、自主防災組織をつくられている自治会と、つられていない自治会がどのくらいあるのかという質問は、きのうの河杉議員の一般質問の中で、自治会数256自治会に対し、市の認定を受けている自主防災組織が161自治会と、またつられていない自治会にはその理由があると思いますが、その要因はという質問に対しても、立ち上げるに当たって機運が高まっていないことや、高齢化、また会則や規約等の作成が困難などの3つが主な理由と伺っておりますので、答弁は要りません。

次に、イとして、防府市自主防災組織等支援協力員の派遣なども行われていると思いますが、まだ自主防災組織を設置されていない自治会に対しての呼びかけや、設置されている自治会への活動の推進について、特別に行われていることはありますかという質問に対しても、きのう、新たに自主防災組織への助言や育成活動の支援などを推進されるとの答弁だったと思いますが、現在の段階で何か特別な活動があれば、お願いいたします。

次に、ウとして、ホームページの自主防災組織をつくりましょうという項目の中に、自主防災組織とは、自治会などを中心に、地域住民が協力して云々とありますが、自治会などの「など」の部分にはほかにどのような組織のことを考えておられるのでしょうか。また、現在、そのような組織がありますでしょうか。

次に、エとして、自主防災組織育成事業補助金は、市で認定された自主防災組織の活動を支援するための補助制度だと思いますが、現在、全自治会に周知されていますでしょうか。

次に、オとして、これは非常に私の書き方がまずかったのですが、自治会以外で認定されている組織はありますかというのと、どうしてもウの最後の部分とかぶってしまいますが、これは自主防災組織育成事業補助金を活用されている組織はありますかという意味合いです、よろしくお願いいたします。

以上をお伺いいたしますので、御答弁よろしくお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

自主防災組織につきましては、申されたように、河杉議員の御質問と一部同様になる点がありますこと、あらかじめお許しいただきたいと存じます。

本市の平成28年1月末現在での自主防災組織の設置状況は、山口県の認定基準で申し上げますと、市内全256自治会のうち252自治会が自主防災組織となります。一方、本市が定めております防府市自主防災組織認定要綱に基づく自主防災組織を結成されている自治会は、256自治会のうち161自治会となっております。

県と市の自治会数の差につきましては、県は自治会などの団体を県が定めた防災に関する活動項目のうち一つでも該当する場合は自主防災組織として認定しておられますが、本市の認定要綱は、実行力を伴うものであるべきとの考えから、自主防災組織としての自治会規約の制定、緊急連絡網の整備及び自主防災組織としての市への認定申請がなされているものとしていることからでございます。

市の認定基準において、まだ自主防災組織をつくられていない理由としては、議員が申されたように、昨日も答弁いたしておりますが、自治会内に危険箇所がなく自主防災組織立ち上げの機運が盛り上がらない、自治会の規約の改正が困難である、あるいは自治会組織が小さく、また構成員が高齢化して担い手が不足している等が主な理由として挙げられているところでございます。

次に、自主防災組織未設置の自治会への呼びかけや自主防災組織設置自治会への支援でございますが、防災危機管理課の職員や自主防災組織等支援協力員を派遣して行っております、「聞いて得するふるさと講座」、いわゆる出前講座や、自治会などを対象とした自主防災組織リーダー研修会におきまして、自主防災組織未設置の自治会にはその必要性を説明し、立ち上げの手順や事例をわかりやすく紹介するなど、設置の機運を醸成しているところでございます。

自主防災組織を設置しておられる自治会には、自主的な防災活動を繰り広げておられる先進的な団体の事例紹介や活動に対する助言などを行い、また徳山工業高等専門学校との協働で、小・中学校の児童・生徒を対象とした防災出前授業も実施いたしておりますが、この出前授業の後に、児童・生徒に地域の住民の皆様にも加わっていただいた講演会などを行うことで、自主防災組織の結成や充実につながるよう支援事業を行っているところでございます。

次に、ホームページの「自治会など」の「など」はどのような組織かというお尋ねでございましたが、自主防災組織は、自治会を中心に、民生委員・児童委員、防災士などが連

携し、地域住民と協力して防災活動を行う組織と考えておりまして、ここで言う「自治会など」の「など」の部分は、単位自治会、近隣自治会の合同体や自治会連合会及び福祉団体を想定しているものでございます。

次に、4点目の自主防災組織育成事業補助金制度の周知についてでございますが、御案内のとおり、市の認定基準に基づく自主防災組織に対しましては、防災資機材などの購入費や防災活動に要する費用に対する補助制度を平成19年度に創設し、御利用いただいております。

この制度の周知につきましては、市のホームページへの掲載をはじめ、毎年4月1日号の市広報でお知らせするとともに、市民便利帳や、昨年リニューアルいたしました防災リーフレットを全戸に配付し、周知に努めております。

また、自治会に対しましては、毎年度当初に自治会補助金助成金交付ガイドを自治会長へ配付して、周知しているところでございます。

最後に、自治会以外で認定されている組織はあるのかというお尋ねでございましたが、防府市の自主防災組織の認定要件を定めた防府市自主防災組織認定要綱におきまして、自主防災組織を設置できる組織は、地域住民が組織した自治会、または視覚障害者災害対策協議会等の福祉団体としております。したがって、現在、自治会以外で市が認定している自主防災組織は、福祉団体であります聴覚障害者災害対策協議会1団体でございます。

なお、自主防災組織につきましては、今後も引き続き、さまざまな支援を行い、防災対策を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 私のほうから、自主防災組織をまだ設置していない自治会、あるいは既に実施している自治会への特別な投げかけというか、声かけのほうはということでお答えをいたします。

各年、防災訓練を各学校区になりますが、地区ごとに行っております。このときには、地震、津波、高潮、そういった事象を例に挙げまして、防災訓練を行っておるところでございます。これの実施に当たりましては、各自治会長さん、当然お声をおかけいたしまして、こういった事例がございますよとか、そういった御案内をいたしまして、自主防災組織を立ち上げていただきたいと、その必要性とかも、その現場に行きまして誘導するというようなことも考えてやっております。

また、自主防災組織を立ち上げていただいている自治会長さんに当たりましては、当然、自治会内の皆様方の積極的な参加をお願いして周知に努めると、そういったこともやって

おるところでございます。

また、各学校関係も、自治会のほうともいろいろと連携をいたしまして、防災教育のほうもやっている次第でございます。

つけ加えさせていただきます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。新たな取り組みであったり、細やかな自治会に対しての周知の案内であったりということをお伺いいたしまして、非常にありがたいというふうに感じておるところでございます。

少し再質問させていただきますが、実は私の知り合いに防府市アマチュア無線災害ボランティアというボランティアクラブがございまして、これは一例として捉えていただきたいのですが、いわゆる補助金をいただきたいという市に投げかけたときに、そういった組織は市としては必要ないよというお答えが返ってきたそうです。

その後、平成21年の7月21日の防府市豪雨土砂災害の後に、やはりこれは必要じゃないかという内部での協議がなされたというふうには伺っております。しかしながら、今の制度で、こういった団体が補助金をもらえないというふうになっております。

地域の方々で助け合うことはもちろん大切ですが、いわゆる何かに特化したもの、普通の人じゃ手を出せない部分、その辺のところを取り入れ、拡充していく必要があるのではというふうに考えておりますが、その辺のところでお答えいただけますでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（原田 知昭君） 御答弁申し上げます。

確かに、自主防災組織育成事業補助金につきましては、この要綱で規定しておりますのは自主防災組織ということになっております。実は、この自主防災組織というのは、先ほどから議員のほうからも御案内があるとおり自助ということで、自分たちのまちは自分たちで守ろうという連帯感に基づきまして、自主的に結成される防災組織のことでございます。

したがって、地元に基づいた、こういった組織の中で活動されるものにつきまして補助金のほうをお出ししましょうと、また公的な支援もやっていきましょうということで、補助金要綱を設定しているところでございます。

したがって、お尋ねになりました防府市アマチュア無線災害ボランティア、これが災害時の停電などによりまして、携帯電話やスマートフォンなどが使用できなくなった際に通信手段を確保すると、アマチュア無線通信により、既存の情報伝達機能を補完するこ

とを目的に活動されているというふうには認識をしておるところでございます。

ただし、ここで言う自主防災組織ということになりますと、ちょっと形は違ったものでございます。したがって、今の補助金要綱で、まず補助金を出す対象団体にできるかという御質問になりますと、今の段階では難しいというふうに考えております。

いろいろほかを調べてみますと、やはりこういう任意というか、こういう団体様におきましては、市との協定というのが多うございます。これは、協定というのは、災害の起こった場合に駆けつけていただいてお助けをいただくと、そういう場合の協定を結ぶということがほかの自治体でも結構多くなっております。

中には、そういう自治体で活動された場合は、必要になった資材の補助をすとか、そういった要綱も二、三、私が調べた中にはございました。これはあくまで活動に対する、要するに期間も定めたものとか、そういった活動に対する補助という制度を持っていらっしゃる場所もございます。

この辺は、防府市は21年の災害がございまして、いろいろ経験しておりますところから、こういった補助制度というのも研究してまいらなければならないというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 何から何までというのは非常に難しいことだと思いますし、当然財源にも限りがありますし、目に見えない災害に対して、一体どこまでやっていかないといけないのだというところは、市としても非常にお悩みのことだと思いますが、今、御紹介させていただいたアマチュア無線災害ボランティアなんかは、今、美祢市さんなんか協定を結んでやっておられるのかな、防府市においても、例えば防災訓練等々の案内が防府市のほうから出されて、その訓練に参加されたりしております。

なかなか全てが手弁当ということは難しいし、こういった組織をつくっていくに当たって、何の団体でもそうなんですけど、非常に難しいのが、全て手弁当だと呼びかけづらいということがかなり弊害になっておるそうです。今すぐということは難しいのでしょうから、研究と言わず、検討ぐらいにさせていただければと、さまざまな観点から、防災というものに目を向けていただければというふうに要望いたします。

また、この質問をするに当たりまして、同僚の清水議員のほうから、小野地区さんは防災のことはすごく一生懸命活動されておりますので、本や資料をたくさんお借りしておりますが、その中に泥縄という言葉が出てまいりまして、泥棒が入ってから縄を編んでは遅いんだよという意味合いだそうです。

そういったこともあって、災害が起こってから何かを準備しようということではやはり手おくれというふうになっておりますので、市として苦しい部分は重々わかっておりますが、一つでも多く助けられるように、少しずつでも拡充していただきますよう要望いたしまして、この項の質問を終わります。

続きまして、2点目の大平山ロープウェイの鉄塔の撤去についてですが、大平山ロープウェイは昭和34年に開設され、市のシンボリックな存在として、また観光施設として、長年にわたり運行されてきました。

しかし、平成26年3月の法定点検において、メインロープに交換基準を上回る摩耗が発見されたことにより、平成26年8月に営業を停止され、今後の存続について、第三者委員会である大平山索道事業方針検討協議会に諮問し、その結果として、廃止の方向で検討をとの答申がなされました。

その後、運行再開のための修繕費用や今後の経営状況などを検討された結果、非常に残念でしたが、平成27年3月に廃止されております。廃止に伴い、メインロープなどと同時に2本の鉄塔も撤去され、ゴンドラ2台は山頂駅に展示されるということです。

これらの撤去に向け、昨年7月27日に撤去工事を発注されておりますが、当初、2本の鉄塔も撤去される予定になっておりましたが、詳しいことはわかりませんが、撤去は平成28年度に行われるようになったとお聞きしております。

私は、このロープウェイは、長年にわたって、多くの市民や観光客の山頂までの足として運行されてきたものであり、特に防府市民にとっては愛着のある観光施設ではないかと思っております。このことから、本当に2本の鉄塔を撤去する必要があるのか、私なりに現地で確認してみましたが、この2本の鉄塔には周辺に道路もなく、山の斜面も場合によっては急勾配であり、撤去されるのには多額の工事費用がかかるのではないかと思っておりました。

次に、撤去しなければならない理由について、私なりに現地で考えてみましたが、まず大平山山頂に通ずる農道に被害が及ぶのではないかということです。農道に近い鉄塔から農道までの距離は、素人の私が見ましても100メートル以上は離れており、たとえ倒壊したとしても農道に被害が生じることはないのではないかと思っておりました。

さらに、鉄塔の立っている周辺一帯の土地所有者は、防府市とお聞きしております。そのほかに撤去しなければならない理由はどこにあるのでしょうか。

冒頭にも申し上げましたが、この鉄塔は開設されてからきょうまで、実に五十数年の間、防府市のシンボルとして現地に立ち続けているもので、文化遺産と言っても過言ではないと私は思っております。

これまでも、古くなった多くの資産を邪魔者のように取り壊してきておりますが、古い

ものにはそれだけの歴史があるということであり、このような資産は後世に残すべきではないかと私は思います。

鉄塔を残したらどうかとお聞きした場合、恐らく鉄塔の老朽化や耐震化について言及されるのではないかとと思いますが、古いものを残す場合は当然ながらお金がかかることも事実です。

しかし、存続していても、撤去しても、同様に費用はかかります。それならば、貴重な文化遺産として残して、他の用途に利用する方法はできないか、考えてみてはいかがでしょうか。

そこで、2点についてお伺いいたします。

まず、この2本の鉄塔をなぜ撤去されないといけないのか、その理由についてお伺いいたします。

次に、この2本の鉄塔の撤去方法と撤去にかかる工事費についてお伺いいたします。

市長の御見解をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 当該質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

大平山索道事業の廃止を受けまして、索条と支柱を撤去するための予算を本年度措置をしておりましたが、索条の撤去工事のみを索道メーカーに発注することとし、その工期が本年2月末となりましたため、支柱の撤去については新年度に改めて予算措置をし、実施することとしております。

そこで、2本の鉄塔を撤去する理由についてお答え申し上げます。

山麓駅側の高さ33メートルの第1支柱、山頂駅側の高さ18メートルの第2支柱、両方ともに昭和34年3月の供用開始から57年目を迎えており、その取り扱いについては相当の経年劣化を前提として考えざるを得ない構造物と考えます。各所で鉄骨の腐食が見られ、老朽化が目視で確認できる状況にあるため、メンテナンスなしでの長期間存置は不可能な状態であると思われまます。

支柱を文化遺産と捉え、仮に保存することとした場合には、5年に1度程度の塗装が少なくとも必要になりますが、それだけでも1,000万円単位の多額の費用がかかることが想定されます。

ロープウェイ運行中は、資材などをゴンドラで運搬し、作業員がゴンドラから支柱に移り、高所作業を行うことが可能でしたが、索条撤去の後のメンテナンスではこれまで以上の手間と費用が生じることとなり、大きな問題があります。

また、支柱を文化遺産として大切にしていける姿勢が明確であるとしても、索道事業その

ものは廃止されており、事業に使用していない支柱は不要物であるとの見方から、廃棄物処理法に抵触しているとの指摘を受ける懸念があります。

これらの問題がある中で、将来にわたり支柱をメンテナンスし、保存・活用していくことには不確実性があるため、第1・第2支柱とも撤去することが妥当と判断したものです。

次に、撤去方法と撤去にかかる費用についてお答えします。

現在、想定している撤去方法ですが、まず果樹園などに設置してあります簡易なモノレールを敷設します。このモノレールは、重機や現場で切断された鉄骨などの運搬に用います。第1支柱については最寄りの農道までの間を、第2支柱については山頂駅付近までの間に敷設をします。

なお、支柱の解体については、鉄塔の上部からとびの手によって切断をし、滑車や重機などにより搬出しようとするものです。

また、支柱を撤去した場所には、かつて大平山ロープウェイの支柱があったことが山頂から確認できる看板を設置することとしております。

最後に、撤去工事の経費ですが、4,350万円を索道特会の新年度予算に計上をしております。

長い年月、市民に親しまれてきた大平山ロープウェイでございます。現在、2基のゴンドラ、「あさぎり」、「ゆうばえ」とも山頂駅において固定をし、静態保存をしているところであり、今後とも大平山ロープウェイの歴史を後世に伝えていけるよう、大平山山頂公園の整備とあわせて、旧索道施設の保存・活用に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 御答弁ありがとうございます。幾つか再質問させていただきます。

5年に1度程度の塗装で約1,000万円ぐらいかかるとのことでしたが、過去かかった、塗装にかかるというか、維持管理にかかる費用は大体何年前ぐらいにどのぐらいの費用がかかったんでしょうか、その辺のところをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） お答えいたします。

今までの維持にかかったという経費ははっきり数字は持っておりませんが、平成26年度に支柱の塗装ということで、当初予算に700万円ほど計上してございましたけども、ちょうどそのときに索道の存続するか廃止するかという協議中の時期でございまして、その工事を施工するのは無駄だということになりまして、12月議会で補正減として予算

を落とした経緯があります。

だから、5年おきぐらいに700万円ということになりますけども、それはあくまでもゴンドラが——索条を今撤去しておりますけども——あった状態で、資材の運搬とか、作業員とかを運搬できるということになりますので、あとは鉄塔だけになりますので、それに足場とか仮設の設備が要りますので、それに500万円ぐらいを追加せざるを得ないと、やはり1,000万円以上の経費がかかるというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 少しよくわからないんですが、もう五十数年たっているわけですから、その間、何度となく塗装は塗られておると思うのですが、その数字が今全くわからないということでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） 今の時点で、そういった過去の維持の経費の資料をここに持ち合わせておりませんので、頼んでやれば700万円を想定しておるということになります。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 基本的に、この質問は予算の話が大きく絡んできます。それに対して、当然、維持管理の額などは聞いていくのは必然ですし、そのような数字を持ち合わせていないと、一切質問になりません。その辺のところを先にお答えしてください。

○議長（安藤 二郎君） それでは、資料を提供するまで、暫時休憩。

午前11時24分 休憩

---

午前11時34分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） 申しわけありません。お待たせいたしました。

塗装の工事について、過去の実績なんですけども、平成20年に鉄塔の塗装をやっておりまして、そのときの経費が400万円と、26年度に700万円ということで予算に計上措置しておりますけども、これは300万円の差は何かというと、やはり塗装の経年劣化の場所が多くなってきたこと、それと塗装の種類、劣化しないような材料に変えたということで、26年度の予算では700万円だと。それから、20年には400万円で受けておられるということになります。済いません。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） ありがとうございます。

やはり400万円から700万円という、びっくりする数字なんですけど、経年劣化を防ぐように塗装をされていると思うんですが、塗装したにもかかわらず、次の平成20年から約6年、たった6年の間でここまでの経費がかかってくるというのは、塗装自体には問題はなかったんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） やはり長年たってきたという経年劣化の箇所も増えるし、そういったことでさまざまな検討はしていると思いますけども、20年よりも26年度の当初予算に計上するときにはそういった配慮をしたということだと考えられます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） それと、山頂から確認できる看板ですか、基礎は残して、そこに立てるといふことでいいでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） 議員さんがおっしゃるとおり、基礎部分はそのまま存置という形になりまして、それに看板を固定するというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 看板というのは、大体どのぐらいの大きさのもので、大体どのぐらいの経費とお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） その辺の寸法とか金額、経費とかはまだはっきりとしたものをつかんでおりません。これは、山頂公園の再整備とあわせて、そういったことを計画していこうというふうに考えている状況でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 取り壊すのは非常に簡単だと思うんですが、例えば大平山に行ったときに、我々の子、孫を連れて行ったときに、あそこへロープウェイがあったんだよとか言っても、何かの形がないとわからないと思うんですよね。

それを新しい看板に立て替える経費があるのであれば、劣化しても支障がないようなものであれば、そのまま残してはどうかと思うんですが。といいますのも、土地の所有者は防府市ですし、鉄塔も防府市のものであって、それが不要物として産業廃棄物に果たしてかかるんでしょうか。その辺のかかるかどうかというのは、はっきり答えていただけないんでしょうか、お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部理事。

○産業振興部理事（本田 良隆君） 部長の答弁の中でもありましたけども、索道事業が廃止ということで、不要物という扱いになるということになりまして、全国的にはこういった民営の索道施設も廃止されたことがありますて、例えばそういったところは国立公園等の区域の中でありまして、鉄塔がまだ存置されたままと、存置よりも放置されたままと、国立公園ですから、そういった関係部局から撤去をというときに、やはり経済的な面で撤去していないのが実情だという例がたくさんあるということです。

だから、一応山林は山林に返すというのが基本的なものですから、防府市の土地であっても、そこが土砂流出防備とかいうことで、天然にはありますけども、植林した森林ではありませんけども、付近には防府市の森林になりますけども、民間の方に貸し付けをして植林されているところもありますので、そういったことで防府市だからそのまま放置してもよいということでは考えておりません。

塗装だけじゃなくて、構造自体が昭和30年代の構造物ですので、鉄骨の接合が今なら高張力ボルトとか、そういったきちっとした構造なんですけども、リベットとって、相当大きなリベットなんですけども、そういったもので、やっぱり職員が目視で見ても、いろんなところに塗装の下に鋼材が腐食しているというようなところが多々見受けられるという報告も受けています。

これから、専門的な方に詳細まで見ていって、どのぐらいの補修がかかるかということもいろいろ考えてみなくちゃいけないと思いますので、ちょっと時間をいただけるということになると思います。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 時間をいただけるということなんですが、どちらかというところ、こちらが時間をいただけるという考え方で、新年度予算に計上されておりますので、そんな時間がないので、慌てて質問したような次第でございますが、少し紹介したいんですが、インターネットのほうで検索させていただいて、その中に「失われたロープウェイ、索道廃線跡を尋ねて」というところがありまして、少し読んでみますと、例えば激動の昭和史のようなテレビ番組で当時の映像を見ても、感想としては「へえ、そんな時代があったんだ」くらいで、いまいちピンとこないそうです。

人が訪れなくなった観光地などで偶然目にした観光遺跡、産業遺産なども、同じような違和感を感じることがあります。しかし、今では静かにたたずむだけの眼前の構造物から、かすかな往時の熱狂の余韻や、それをつくった人々の何か強い思いや情熱を感じ取ったとき、その違和感は初めて情報とリンクし、わずかにリアリティを帯び始めるというふうな

書かれております。

先ほども言いましたが、大平山ロープウェイがあったところに、そこにただ看板を設置しても、なかなかそこに過去の情報としてリンクしようというのは非常に難しいことだと思うんです。

ここで、ちょっと市長にお伺いいたしたいんですが、28年度の施政方針の中でも、大平山山頂公園につきましては、ロープウェイの駅舎や整備を保存・活用し、公園の魅力向上を図ってまいりますというふうに書かれております。以前からお聞きしておりますが、市長におかれましては非常にロープウェイに対して愛着があるというふうにお伺いしておりますので、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員が御発言のように、私もロープウェイをこよなく愛した者の1人でございますし、ただし市民の安心・安全ということが確保されることが第一優先でございます。ああいう支障が判明した段階での対応としては間違いがなかったと、このように思っております。

その後の問題につきましては、かねてから山麓駅をもうちょっと下まで、駐車場のあたりぐらいまで下げるといいねというような御要望とか、山頂駅の駅舎も展望台がついたような近代的な形になるといいねとか、いろんな御意見もいただいておりましたので、それらを全部ひっくるめて、どのぐらいでやり直しができるかということを試算をいたしましたら約12億円かかると、こういうような判断がなされましたので、検討委員会の方々の御意見にもございましたように、廃線ということで決断をした次第でございます。

そこで、課題となるのが、議員がおっしゃったような思い出といいますか、いろいろなものを後世に伝えていく方法があるのかということなどで、私なりに志賀高原のほうなども現地を見てまいりました。

たまたま志賀高原の場合は、山麓駅が——山麓ですから出発の下のほうですね、山麓駅のほうがドライブインのような形で、自動車交通の多いところでありますので、山麓駅のほうにゴンドラを全部置いて展示して、こういう状態だったんですよということで、あっちのほうへ向かって行っていたんですよというような感じで保存されておられました。

防府市の場合には、御存じのように、防衛省の予算をいただいて、山頂を大がかりに公園として整備をいたしておりますし、現に農道を利用して山頂まで行くことも容易にできるわけでございますので、その農道の安全性をより高めるために、必要などころには自動車の柵、下へ落ちていかないように、そういうようなものも必要などころにはつくったりとかもしながら、農道の維持管理に努めると同時に、山麓駅に「あさぎり」と「ゆうば

え」の2両を展示して、可能であれば運転操業室の中も見学できるような形にして保存をしていくと、こういうことで頭をまとめた次第であります。

鉄塔2本につきましては、私も可能な限りあそこに、鉄塔と鉄塔の間にロープがあったんだというようなイメージが描けやすいものですから、あったほうが望ましいと、私の個人的な思いはあったわけでありまして、廃線になった、要するに索道そのものが廃止されているわけで、それに付随した建物というか、鉄塔がそのまま存置しているということになりますと、見方によっては廃棄物処理法に市みずからが触れる行為を平然としておるのではないかというような指摘を受ける可能性も高いということなどから、私は経費もさることながらですけども、撤去のやむなしと。

ただし、山を切り刻んで、重機を入れて鉄塔を外して、鉄塔をまた運び出すために、また山を切り刻むというようなことはあってはならないよという意見をつけておりましたら、さっき申し上げたような答弁の内容で、滑車のようなもので安全に鉄塔を除去して、残った土台は、これはコンクリートの大変強固なものでございますし、これを除去するということになると、かえって山肌の安全性を損ねることにもなりますので、土台はそのまま存置して、そこにどのようなものを考えているのか、私もよく詳しく聞いておりませんが、例えば国旗を立てられることも可能なのか、例えばこいのぼりを1本ぐらい立てることも可能なのか、それはよくわからないんですけども、何らかの方法で一つのモニュメントのような形で、大がかりな腐食防止作業など全くなくて済むようなものをイメージを私としては描いているようなわけでありまして。

大変苦慮し、また非常に残念な思いも議員以上に私も持っているわけでありまして、私以上に強い思いを抱いておられる方々もおられるかと思うんですけども、いずれにしても時代の流れの中で、そういう決断と処置をしていかなければならなくなったということで御理解を賜りたいと、かように考えている次第でございます。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 質問の中でも申しましたが、今後の参考にとということになるんでしょうか、まずこういった古いものを廃止して撤去するということに対して、27年3月に廃止されまして、順次撤去作業にかかっていくということなんですが、非常に期間が短いなということと、もう少し検証とか検討であったり、得意の研究であったりをしていく時間がそれこそ必要なのかなと。

といいますのも、今の状態で、例えば1年残しておいて、その間、しっかりとした検討をするということに対して、私はさして支障はないというふうに思っておるんですよ。それを、はい、廃止です、はい、撤去です、はい、次は新しいものを、物事の順番が少し

違うような気がするんですよね。

廃止して撤去するに当たって、新しいものを構想にきちんと入れて、その中で全部テーブルに上げて検討していくというやり方をとっていかないと、外してしまったものは戻りません。その辺のところだけ、最後にお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 濟いません、聞き方がまずかったのか、今後の進め方の問題ですね。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） おっしゃることは私には理解ができますが、現実の問題として、産業振興部のほうから答弁をいたしました。撤去の方針で索道特会のほうに四千数百万円の予算計上をして、議会の皆様方の御意見を承るようになっておりますので、現段階で私が申し上げられることは、その中で議論をいただきながら、さまざまな御意見を御開示いただく、あるいはもしかしたら認められないということもあり得るのかなとも思ったりもしながらの中での、私自身苦渋の決断の中から認めたものでありますので、御理解をいただけたらと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 和田議員。

○13番（和田 敏明君） 市長におかれましては、私より随分長くロープウェイに携わってきておられますから、苦渋の選択というところは非常にわかります。

しかし、もう少し議会に対しても詳しい数字であったり、そういったものをきちんと投げかけていただいて、第三者委員会だけでなく、議会のほうでもしっかりと検討させていただける時間を与えていただければというふうに申し添えて、私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、和田議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

---

午後 1時 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、田中健次議員。

〔20番 田中 健次君 登壇〕

○20番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

3点ほど質問をいたしますが、質問の第1は、中心市街地活性化についてであります。質問の要点は、旧中心市街地活性化法、旧法と言ってもいいかもしれませんが、このもとで2000年、平成12年に策定された中心市街地活性化基本計画は、2009年度、平成21年度を目標年度としており、その後、中心市街地活性化法も改正され、これを新法と言いますが、新たな計画の策定が必要であり、新しく中心市街地活性化基本計画を策定すべきではないかということであります。

防府市は、総合的な中心市街地活性化の事業展開を図ることを目的に、2000年、平成12年に中心市街地活性化基本計画を策定しました。この計画は区画整理事業や再開発事業などハードの整備と、商業活性化のためのソフト事業と、その両者を結びつける事業などを主な内容としておりました。

区画整理事業、再開発事業は既に完了し、ハードの整備については、現在は一応の区切りをつけた状況にあると思います。また、計画の目標年次は2009年度、平成21年度であったことや、既にこの計画を策定し15年以上経過していることから、商業活性化などの考え方を現在に生かすこともできますが、内容的にいささか古臭いものもあり、今日の低成長の時代に合った新たな計画の策定が必要ではないでしょうか。

再開発事業で活性化の起爆剤と位置づけられたルルサス防府の商業部分も、必ずしも芳しいと言える状況ではありません。中心市街地、商店街の空洞化は、以前にも増して進行していると思います。新年度予算の内容などを見ると、新たな取り組みも見られ、執行部におかれても努力されていることはわかりますが、散発的な感も否めません。

中心市街地活性化法も改正されており、中心市街地活性化のため、市の商業関係課だけではなく、全庁的な総合的政策展開をするためには、今日の視点で新たに中心市街地活性化基本計画を策定すべきではないかと考えますが、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

御案内のとおり、平成12年に策定され、計画期間を10年間とした、さきの中心市街地活性化基本計画が終期を迎えてから、かなりの時間が経過いたしております。本計画では、この時期に存在していた都市整備に関する諸計画を内包する形で整えられ、まちづくりの推進母体となるTMO、タウン・マネージメント・オーガニゼーションの創出を念頭に、都市整備事業と商業活性化を一体的に推進するマスタープランとして策定されたものでございます。

この中心市街地活性化基本計画は、駅北土地区画整理事業やてんじんぐち市街地再開発

事業の着実な進捗と、国庫補助の採択に大いに貢献しておりましたが、中心市街地の商業を活性化しようと設立されたTMO、「まちづくり防府」が、企画力や実行力、専門知識を持つ人材を獲得できなかったこともございまして、目標であった中心市街地の整備・改善と商業活性化の一体的推進を果たすことができませんでした。

一方、市街地再開発事業の中核施設となったルルサス防府でございますが、公共床と立体駐車場の管理を行う防府地域振興株式会社と、民間床とテナントの振興を図る株式会社周防夢座が組織されておりまして、この前者のほうが行政資本、後者が民間資本でございますが、この連携・協力がまちなかの賑わい創出に一定の効果を上げているところでございます。

なお、計画終了後現在まで、計画区域内で官民一体となった都市整備事業の計画はございませんので、新たな中心市街地活性化基本計画の策定には至っておりません。

また、国は平成18年に中心市街地活性化法と都市計画法を改正し、まちづくりの原則をコンパクトシティ形成のための基盤整備へと転換いたしております。

中心市街地活性化基本計画には、国や地方自治体、事業者の責務を明確にする規定が盛り込まれ、計画策定には商工会議所や民間事業者、地域住民などで構成される中心市街地活性化協議会の関与が必要とされたところでございます。基本的には、多様な民間主体の合意がなければ、基本計画の策定ができない制度に改まったと言えます。

こうした中、平成27年には防府商工会議所におきまして、産業戦略委員会が立ち上がり、市役所庁舎のまちなか移転を含め、中心市街地活性化の議論が活発に行われていると聞いております。この委員会で、中心市街地活性化協議会の前段階となる準備会の設立も話し合われているとのことでございますので、こうした準備会と情報を共有し、密接に連携しながら、中心市街地の活性化と市民生活の向上に努めてまいりたいと存じます。

将来、この準備会が正式に中心市街地活性化協議会へと発展するようになれば、そのときには設立された協議会からしっかりと御意見を頂戴し、新たな中心市街地活性化基本計画の策定に着手したいと思っております。今しばらくは、商工会議所の動きを注視し、意見の交換を図ってまいりたいと存じます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 市長のほうから、るる、これまでの経過もひっくり返して説明がありましたが、これまでの計画の目標が2009年度で、主に区画整理、再開発事業など絡めるものという形で、中心市街地活性化というものが取り組まれたという経緯があったと思います。

改選前は、議会の特別委員会で地域活性化調査特別委員会というのがありまして、その中で中心市街地活性化の問題も取り上げておりましたが、議会のほうも特別委員会は1つにしたり、その後、今、2つになっておりますが、中心市街地の活性化という問題が、やや後ろに下がっていったような形であります。

それで、平成18年に、先ほど市長も申されたように、中心市街地活性化法の改正、都市計画法と合わせて改正がされたわけではありますが、これによって、これまでは基本計画を市がつくって、言ってみれば国に届け出るといような制度だったものが、国に計画を認定してもらうというような形になりました。認定計画ということで。

山口県内では、旧法に基づく計画は、山口、岩国、下関、周南、宇部、柳井、防府、この7市でありましたけれども、新法になって認定計画という形で、現在、国に認められておるのは、山口、岩国、下関、周南の4市であります。宇部、柳井、防府のこの3市は認定計画を国に出さないで、防府市と同じような経緯になっておるわけであります。

それで、先ほど、それほどの取り組む事業がなかったということもあるわけですが、改めてもう一度お聞きをしたいんですが、新法の計画策定に取り組まなかったという、この理由について、もう一度明確に御答弁いただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（山本 一之君） 新法の計画に取り組まなかった理由を具体的にということでございます。今まで、一般質問の中でも、市のほうはコンパクトシティを目指しますよという答弁を何回もしております。この答弁の趣旨というのは、いわゆる高齢化が進む中で、高齢者も含めた多くの方が暮らしやすい、いわゆるよく言いますが、まちなか居住の空間をつくると。こういったまちなか居住空間をつくっていきますよと、駅を中心に。そういうまちづくりの方向性を示したという回答をしております、今までは。そのときにも、面的な整備に伴う基盤整備的なことをやりますということには言及をしておりません。

現行の新しい新法では、基本計画の採択をするには基盤整備を伴うことが条件というふうに、私は思ってます。したがって、今までの段階では、これといった基盤整備の計画もなかったことから、基本計画はつくってこなかったという、そういう理由でございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 平成18年に、いわゆる中心市街地活性化法は新法になりましたが、そのあと、小さな改正もひっくるめて法改正がされております。

最近では、平成26年の改正というのがありますが、その前に、経済産業省の資料など

見ると、平成25年度に、先ほど申し上げましたが、全国で、旧法で671の計画が策定しておりました。山口県では7であります。新法では、山口県では4ですが、全国では認定の計画は110に、これ経産省の資料ですけれども、そういう形で落ち込んでおるわけです。

かなり計画とすれば、2割ぐらいしか新法の計画を出していないので、国のほうも、いろいろとなぜ新法の認定計画にということで、アンケートをとったり、それから議会の執行部答弁です。そういうものを見て、一定の改正をしております。

その中で、平成26年の改正では、基本計画の認定の要件として市街地の整備・改善、それから商業等の活性化、都市福利施設の整備、居住環境の改善、この4つの事業について、計画期間内に新たに実施することが原則であったと。これが、基本方針を変えるというような形で、既に民間により、例えば住宅が十分供給されているため、居住環境の改善のための特別な措置が不要であれば、それは書き込まなくてもいいというような形になりました。

防府市では、いわゆる旧法の時代で一定のそういった改善がされたというふうに、そこに書き込めば認定のような形にできるのではないかと。こういうふうに思いますので、ぜひ、商工会議所の動きを注視しながら、今後、市も考えていくということでもありますので、そういったことも検討していただきたいと思います。

それから、もう一つ、新庁舎の問題がありますが、新庁舎が駅北になれば、当然これまでの中心市街地活性化のそのエリアになるだろうと思います。旧エリアが約76ヘクタールあったんですが、その中には、今の時点で見ると、当時は理由があったわけですが、現在、消防庁舎が建っております旧佐波小跡地です。郵便局、それから消防庁舎、佐波公民館、それから西佐波緑地という。これもエリアに入っておりましたが、それは当時まだ、あそこが空き地であったからであります。今日では、もうこれは入れる必要はなかろうと思います。あるいは整備したということで入れてもいいのかもしれませんが。

それで、全国的にはこのエリアの広さですが、防府市は76ヘクタールですが、当時議会の特別委員会が行きました米子市は300ヘクタールです。それから、私、会派で行ったんですが、滋賀県の守山市は146ヘクタール。旧法の、これ経産省の資料ですが、中心市街地のエリアは狭いところは1.6ヘクタール、広いところは900ヘクタールで、平均が123.5ヘクタールと。

それから、新法では41ヘクタールから860ヘクタールで、平均が161ヘクタールあると。これが、今、認定をされております中心市街地であります。そうしますと、これまでの76ヘクタールというものは、むしろ狭いエリアということになるだろうと思います。

新たに、この計画をつくるということであれば、例えば庁舎の問題は、今、結論が出ておりませんが、この現在地で建てるとすれば、この、今、役所がある庁舎も中心市街地のエリアに入れて、何らかの補助が得られないか。あるいはソラール、それから文化財郷土資料館。この辺までひっくるめたり、あるいは市の関係でいけば、そのほか国とか県の関係などに広げることも可能でありますし、そのことだけ意見として、今後、どうなるのかまだはっきりしておりませんが、そのことだけ意見として申し上げて、この項は終わりたいと思います。

質問の第2点は、まちづくりについてであります。防府市人口ビジョンが昨年10月に策定されましたが、これによれば2060年、平成72年の防府市の人口は8万人から10万人とされております。人口減の取り組みによって2万人ぐらい幅があるということですが、今後の人口減少対策により将来人口は変わりますが、いずれにしても人口減少は避けられない現実となっております。

こうした状況の中で、2014年、平成26年に都市再生特別措置法が改正をされ、都市全体の構造を見渡しながらか住者の生活を支えるよう、多極ネットワーク型のコンパクトなまちにしていくことが必要と言われております。

市町村は、住宅・医療施設・福祉施設・商業施設、その他の居住に関連する施設の立地の適正化に関する計画、これを立地適正化計画と言いますが、この立地適正化計画を作成することができるようになりました。

この立地適正化計画では、居住を誘導すべき区域として居住誘導区域。居住に関連する施設の立地を誘導すべき区域として都市機能誘導区域。この2つの区域を定めるとともに、居住区域の居住環境の向上、公共交通の確保、その他の居住を誘導するために市町村が講ずべき施策などを定めるようになります。

この都市再生特別措置法が改正され、県内でも立地適正化計画の策定に、既に宇部市、山口市、周南市、それに最近では萩市が取り組んでいるというふうに聞いております。この計画に対して、市執行部としてどのようなお考えであるのかお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（山根 亮君） お答えします。

県内でも立地適正化計画の策定に取り組む自治体があるが、市執行部としてどのような考えかとの御質問にお答えいたします。

都市再生特別措置法の一部が改正されたことにより、市町村は、平成26年8月1日から同法第81条の規定により、立地適正化計画を作成することができるようになりました。

国が公表しております資料によりますと、この計画の策定について具体的な取り組みを

行っている自治体は、昨年末現在、全国で220の自治体となっております。県内では、宇部市、山口市、周南市、萩市が立地適正化計画の作成に取り組んでおられます。これらの自治体は、合併により市域が拡大しているためかと拝察をしております。

議員御案内のとおり、立地適正化計画では、都市計画区域全体を対象区域として、都市機能誘導区域、居住誘導区域を定めるようになります。まず、都市機能誘導区域とは、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域で、居住誘導区域とは、人口減少の中にあっても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるように居住を誘導すべき区域です。

この2つの誘導区域を定める必要がありますことから、立地適正化計画は、都市全体を見渡したマスタープランとしての性質を持つものであり、都市計画法に基づく市町村マスタープランの一部となります。

本市では、平成28年度から2カ年をかけまして、防府市都市計画マスタープランを見直すこととしております。この見直しの中で、立地適正化計画の策定の必要性につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 先ほど都市機能誘導区域、あるいは居住誘導区域ということについて申し上げました。これは全て市街化区域の中の話であります。それで、ひとつおやっと思うのが、これはその区域を定めることは任意事項でありますけれども、そういうふうに書いてあるようですが、居住調整区域、市街化区域の中で居住を誘導する区域と居住を調整する区域を、これを任意事項でありますので、つくらなくてもいいんですが、これを場合によったらつくると。

そして、居住調整区域ということについては、これは市街化区域ですけれども、開発だとかそういうものを抑制していくという。そして、長い時間のうちには、この居住調整区域を市街化区域から外していくというようなことが、この法の設計の中でされております。

これは、今ある市街化区域の中に新たな線引きをするような形。そういう形で、コンパクトなまちをつくっていくと。縮小したまちですね。そういうようなことが制度的に、ここにうたわれております。そういう意味で、これについては非常に扱いが難しいものだろうというふうに、私は感じております。

長い時間をとれば、そういうことができるのかもしれませんが、非常にこれは短期間でやれる話ではなくて、時間軸を持ったアクションプランというふうに、国交省の資料の中

にも書いとりますが、そういったものであらうと思います。

そういう意味で、都市計画マスタープランの改定というのを新年度、28年度、29年度でされるということでもありますけれども、これについては、そういった将来の立地適正化計画についての中身にも踏み込むようなものが、当然この新しい都市計画マスタープラン、最初のマスタープランというのは、非常にある意味では大ざっぱなものでありましたが、今日の時代では、もっと突っ込んだ形のマスタープランになって行かざるを得ないんだらうと思います。

そういったことで、これについてはきちっとした住民参加を図って、人口が減少していくわけですから、都市の縮小ということが避けられない。その中で、いかに賢く縮小していくのか。スマートシュリンクと言うそうですけども、そういったことが、今後、とられる話であらうと思います。

そういった形で、きちっとした住民参加、住民参加によって新しい都市計画マスタープランの改定がされるということだけお願いして、この質問については終わりたいと思います。

それから、質問の3点目に入らせていただきます。質問の第3は、公共施設再編計画についてであります。

防府市公共施設再編計画は、昨年11月から12月にかけて、パブリックコメントを実施しましたが、市民からの意見はなく、ことしの2月8日に開催された防府市行政経営改革委員会で報告がされましたので、この計画案が、今年度中には最終的な公共施設再編計画になるであらうと思います。

この再編計画は、今後、十数年の間に、市の公共施設が老朽化に伴う大規模な修繕、あるいは建て替えを迎え、大きな財政的な負担が課題となることから、公共施設の再編を進めるため、その取り組みの考え方をまとめたものと言ってよいものであります。

この再編計画では、施設再編のイメージとして3つを例示していますが、その1つ目は、核となる施設への複合化というふうに述べています。これは施設Aと施設Bが2つある場合、その更新時期を迎える場合に、この2つの施設を廃止をして、その施設と異なる機能を持つ地域の核となる施設の余剰スペース、そういった地域の核となる施設に余剰スペースがないと困るわけですが、施設の余剰スペースに廃止する施設の機能を持たせて、3つのものを1つにするという形で複合化するというもので、この場合には、最初に述べた施設AとBは廃止をされます。

施設再編のイメージの2つ目は、複合施設としての建て替えで、これは施設Aと施設Cが、同時期に建て替え時期を迎える場合に、両方の機能を持った1つの複合施設として建

て替えをするというもので、この場合は施設Aと施設Cは廃止されますが、新しい1つの複合施設を建て替えるということになります。

施設再編の3つ目のイメージは、同一類似機構を持つ施設の複合化で、これは同一または類似した機能を持つ施設Aと施設Dがあり、一方の施設の稼働率が低い場合などには、もう一方の施設に機能を統合し、稼働率が低い施設を廃止するというもので、この場合は施設Aか施設Dのいずれか稼働率の低い施設が廃止をされます。

以上の再編イメージを見れば、公共施設の機能は残しながらも、公共施設そのものは、これまでのように建て替えは無理であるので、廃止を進めていくという再編計画とも言えます。

それでは、どのくらいの再編を進めなければならないのかは、この計画では具体的には記述されていませんが、将来費用の試算という箇書では、今後40年間の経常修繕、ちょっとした修繕ですね。それから、大規模修繕、それから更新、つまり建て替えですが、総額で1,279億円、1年当たり平均費用は32億円かかると。ここ最近5カ年の公共施設の投資的経費の平均は約7億5,000万円で、毎年約24億5,000万円が不足するというふうに記されております。

昨日、このことに触れられた同僚議員が、この数字を同じように述べられましたが、つまり、これまでのやり方では、公共施設の4分の1程度しか維持補修、建て替えができない予算しかないということになってしまいます。これは、大変な問題であろうと思います。

計画では、今後の取り組みとして、新年度以降、再編計画を踏まえ、具体的な取り組みを示す再編実施計画を策定するとし、その庁内推進体制についても記述されておりますが、その進め方については、この計画書だけではもう少しよくわかりません。

そこで、具体的な質問に入りますが、第1に、再編の具体化はどのように進めるのでしょうか。市執行部のお考えをお伺いいたします。

第2に、新たな基金の設置が必要ではないかと思えます。今後40年間に毎年平均24億5,000万円もの不足額が出るとの試算であるなら、施設の延命化、長寿命化により、不足額を軽減しなければなりません。それも限度がありますから、今からこの庁舎建設の基金と合わせて、公共施設建て替えのための新たな基金を設置すべきではないかと思えます。この点についても、市執行部のお考えをお伺いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 該当項目の質問に対する答弁を求めます。総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 公共施設再編計画についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の再編の具体化についてのお尋ねでございますが、公共施設再編計画につ

きましては、平成26年度に策定いたしました防府市公共施設マネジメント基本方針の3つの基本方針のうち、公共施設の再編と効率化についての取り組み内容をより具体化するとともに、御案内のありましたとおり、分類別、用途別の施設の方向性や、今後の推進体制等を取りまとめまして、議員御案内ありましたとおり、パブリックコメントの実施や、防府市行政経営改革委員会での御審議等を経て、このたび防府市公共施設再編計画として策定したものでございます。

施設再編の検討に当たりましては、限られた財源の中で、多様化する市民ニーズ、地域特性に応じた公共サービスをどのように維持し、または、向上させていくのかを検討していく必要があります。このことから、本市では、公共施設を建物としてではなく機能として捉え、その機能を重視した再編、機能の集約化を目指すものとしております。

また、各地域の核となる公共施設を中心に、施設再編の効果がより期待できる地域においては、その地域内での組み合わせを優先的に進めることといたしているところでございます。

今後は、防府市公共施設マネジメント基本方針及び防府市公共施設再編計画の内容を踏まえまして、個別施設の再編に向けた具体的な取り組みを示す再編実施計画を策定していくこととなります。

個別施設の再編に向けた取り組みにつきましては、設置目的、代替性、老朽化状況、利用状況などの施設評価の各視点から判断する優先度に従い、施設所管課が順次検討していくこととしておりますが、その際には施設所管課が単独で検討していくのではなく、施設の機能集約等の可能性が考えられる他の施設所管課も加わり、課題等に対する認識を共有して、再編実施計画の検討に取り組むこととし、あわせまして施設の利用者や地域の方々との情報共有を図りながら進めていく必要があると考えております。

このように、施設所管課が中心となって検討いたしました再編実施計画につきましては、部次長級の職員を構成メンバーといたしました公共施設マネジメント推進専門組織において、経営的視点に立って公共サービスの適正化、保有する資産総量の抑制、維持管理費の縮減を図れるよう、全庁的な調整を図ってまいりたいと考えております。

また、公共施設のあり方の検討につきましては、全庁的な取り組みとして推進していくものであることから、職員一人ひとりが問題意識を持ち、理解して取り組むことが肝要であると考えます。そのために公共施設マネジメントに関する継続的な職員研修等を通じて、職員への意識啓発に努めてまいります。

2点目の新たな基金の設置の必要性についてのお尋ねでございますが、平成25年度に策定した防府市公共施設白書におきまして、全ての建物について、建物の耐用年数までの

間、一定の周期のもとに計画的な修繕を行い、さらに耐用年数を迎えた際には、現状と同規模で建て替えを行った場合を想定した、今後40年間の将来更新費用を試算しており、財政的に大きな負担となることが予測されます。この試算結果から、限られた財源の中で適正な維持管理を行うことができるよう、将来に備え準備していくことが重要であると認識しているところでございます。

このため、防府市行政経営改革大綱・推進計画の取り組み項目といたしまして、現在、（仮称）修繕引当基金創設の検討に取り組んでおり、将来の公共施設の維持管理経費の平準化、縮減を図ることを目的に、施設の長寿命化に向けて、保全に要する財源の確保を検討しているところでございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 再編をどういうふうに進めていくのかということは、今後の課題ということで、今後、新年度以降するということですが、現在示されております公共施設再編計画。きのう見ましたら、もうパブリックコメントの結果ということで、結果、先ほど言いましたように、パブリックコメントは1件もなかったということで、この計画がそのまま出ていくわけですから、今、インターネットで見られてる方も、市のホームページのパブリックコメントのところを見れば、この計画が見られるわけでありませうけれども、それで見ますと、言われるように地域内での再編という形で考えられているということは、評価をしたいと思います。

つまり、ある出張所、あるいは公民館の利用率が悪いからといって、それを隣の地区の公民館と一緒にするという事は、今、考えていないと。その地区の中で、例えば出張所については、小学校をはじめとする地域施設の余剰スペースがある場合には、それと一緒にするというような形で示されておりますから、それについては、そういう形で機能が残ればと思います。

その次、順番にページめくっていくと、学校施設の中でいけば、これは初日に他の議員が質問をいたしました学校のプールの改修という問題について、これについては稼働率の低いプールについては、児童数の状況に応じて近隣学校との共用、あるいは民間施設の活用という形で、小学校・中学校の稼働率の低いプールは廃止するような方向が、この中に例えば示されております。方向性としてですね。直ちにそれをするわけではありませんが。

あるいは、老人憩いの家などについても、かなりそういうニュアンスが酌み取れるものが書いてあります。それから、福祉センターです。市内4カ所あります福祉センターについてもそういう方向が示されておりますし、勤労青少年ホーム、あるいは各地域の会館、

それから、これは前から議会の中でもいかなもんかという議論が若干出ておりますが、観光情報館、あるいは大平山市民農園、こういったものについては、方向性として廃止するようなことを半分にじませるような、そうとも読めるようなものを書いてあるわけでありませう。

そうなりますと、パブリックコメントがゼロ件であったのは、非常に心配な気もします。つまり、市民はまだそういった状況について、よく伝わってないということで、今後、だからそういった話をもっと具体的になると、これは、いや学校のプールはぜひ残して欲しいと。きのうは、別の議員からスポーツ施設はかけがえのないものなので、例えば野球場は建て直してほしいというようなことが言われましたが、これは野球場を建て直すのがいいのか、あるいは学校のプールを各学校みんな残すのがいいのか。

そういったことを、私、どちらがいいとかいう議論をするつもりはないんですが、そういったことを、幅広く議論をするということが、これから起きてこないと、知らない間に計画が出てきたと、そういうような段階で反対運動みたいなものが起こることもあり得ると思います。

全体的に言って、公共施設の縮減というのか、縮小というのか、機能は残しながらもそういった方向性そのものは避けられない状況の中で、そこをきちっと市民に説明をしていくということがないと、困ったことになると思うんですが、その辺の市民への説明だとか、パブリックコメントが1つも出てこないってことは、そういった危機感が市民にはないということでありまして、保護者の方から、当然学校のプールなくなるかもしれないという話になってくると、それは困るという話になっていくと思いますし、もうちょっと、そういったきちっと市民への周知が必要だと思うんですが、事態のですね。この辺については、どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 総合政策部長。

○総合政策部長（平生 光雄君） 御質問にお答えいたします。

公共サービスの最適化というのを、実はこの再編計画の中で掲げておりますが、この中に取り組み方策といたしまして、市民との情報共有ということで、そういうふうな再編等を行う場合にありましては、検討段階での資料の公表とか、説明会などを行って、広く市民との情報共有を図るというふうな取り組みをするようにしておりますので、その辺で対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そういうような形で言われるんですけども、我々議員もそういう意味でいけば、私はたまたま行政経営改革委員会を傍聴させていただいて、最終的

な資料を、今、手にしておりますが、まだこの資料は、ほかの議員には渡っていないわけ  
ですよね。渡っていないはずです。残念ながら。

以前に、議会への説明会という形ではされましたが、その際にも、余り長い説明ではな  
かったと思いますし、それから所管事務の項目に、総務委員会の項目にこれが上がってお  
るはずなんです、この1年間で所管事務調査ということで、これを執行部のほうから、  
ぜひ途中の段階でやるべきであろうと思うんですが、そういった提案もされなかったと思  
います。

今後、ぜひ次の計画に進む段階では、行政経営改革委員会が年に3回程度開かれますが、  
開かれた直後には、必ず議会にも資料を示していただきたいということだけお願いしてお  
きたいと思います。

それからあと、基金については、そういう形で検討するということでもありますので、ぜ  
ひこの辺についても、今後、見守っていきますが、非常に公共施設の再編というのは、大  
変頭の痛い、しかし、避けられない課題であろうと思いますので、これにいかに到達して  
いくのかということです。

これについては、ぜひ議会も、執行部も知恵を出し合って、市民の皆さんに納得いた  
けるような形にさせていただかなければならないということだけ申し上げて、私の質問を終  
わります。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、田中健次議員の質問を終わります。

---

○議長（安藤 二郎君） これをもちまして、通告のありました一般質問は全て終了いた  
しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は3月25日午前10時から開催いたします。その間、各常任委員会におか  
れましては、よろしく御審査のほどお願いいたします。

なお、お疲れのところ申しわけございませんけれども、直ちに議会運営委員会を開催い  
たしますので、関係の方々は第1委員会室に御参集ください。

お疲れさまでございました。

午後1時44分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月9日

防府市議会議長 安藤二郎

防府市議会議員 松村学

防府市議会議員 上田和夫

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成28年3月9日

防府市議会 議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員